

平成29年度亙理町小規模保育施設整備事業 事業者募集要領 (平成30年度開設)

亙理町の利用待機児童数は、平成29年7月末現在70人で、ほぼ低年齢児（乳児32人、1・2歳児が37人）が占めています。また、3歳以上児の待機は、途中申し込みのあった4歳児1人となっていますが、概ね定員通り入所している状況です。

今後の見通しとして、出生率が横ばいで推移しており、低年齢児の人口減少が緩やかであることや、女性の就業率の上昇や働き方の多様化等により、引き続き保育需要は高い状態が続くものと考えられます。

そのため本町では、子ども・子育て支援事業計画（H27年度～H31年度）に掲げる保育施設の整備を早期に行い、待機児童の解消及び定住促進を図ることとしています。

今般、本町内に小規模保育施設を整備する事業者を次のとおり募集します。

1. 募集する事業者

個人・法人は問いませんが、小規模保育事業を確実に実施することが可能な施設（建物等）を独自に確保できる事業者を対象とします。

2. 募集する保育所の形態・施設等の条件

(1) 事業の形態及び定員

児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（A型又はB型）
定員は19人とします。

また、本町の利用待機児童が低年齢児に集中していることから、定員弾力化により22人まで定員を超えて受け入れが可能な場合は協力をお願いします。

※定員弾力化に関する通知

特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について（平成28年8月23日 雇児発0823第1号・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長）

(2) 事業所開設地域

逢隈小学校の学区内

(3) 募集事業者数

1事業所

(4) 開設の時期

平成30年4月（開所時期は亙理町と協議のこと）

(5) 保育施設を整備又は賃借する場合の要件

整備しようとする用地及び建物は、安定的・継続的に保育施設の運営を行うため、以下の要件を満たすこと。

- ①保育施設を整備する用地は、事業者が所有若しくは取得見込み又は借地であること。
ただし、借地の場合は、永年（当該建築物の耐用年数を超える期間）使用が可能な条件で借地契約が締結されていること若しくは締結見込みであり、保育施設の建設に支障がある権利が設定されていないこと。
- ②保育施設は建築基準法に基づく建物であること。また、建物の耐震基準を満たしていること。

- ③不動産の貸与を受けて保育施設を整備する場合は、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年5月24日付雇児発第0524002号・社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭・社会・援護局長連名通知）に示されている要件に準じるものとする。
 - ④認可を受けた土地・建物等は、事業者の責任において維持管理すると共に、当該保育施設における保育以外の目的に転用しないこと。
 - ⑤賃貸物件で保育事業を実施する場合、互理町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月24日条例第18号）に規定する基準（特に消防設備）を満たしていることを確認すること。
- (6) 保育内容等の要件
- 互理町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月24日条例第18号）に規定する保育を実施すること。
- ①保育内容
保育所保育指針に準じた保育を実施すること。
 - ②通常保育
午前7時から午後6時までの11時間開所すること。
 - ③延長保育
午後6時から午後7時までの1時間実施すること（1時間を超えて実施する場合は互理町と協議すること）。
 - ④特別保育
障害児との統合保育、地域活動事業を実施すること。また、休日保育の実施に努めること。
 - ⑤その他
乳児保育（生後6ヶ月以上児の受入）、情報の提供、相談及び助言、近隣住民への配慮（送迎や物品搬入等車両対策）給食の提供
- (7) 自己資金
- 施設整備費及び設備整備費の総額に対し、10%以上の自己資金を普通預金、当座預金等により保有し、施設整備費及び設備整備費に充当すること。
- 施設整備費及び設備整備費に借入金を充当する場合の借入先は、（独）福祉医療機構の協調融資等とし、確実な返済が見込めること。
- ※（独）福祉医療機構からの借入は法人が対象となります。

3. 応募資格

応募事業者は、以下の要件をすべて満たす事業者とします。

- (1) 事業者の要件
個人事業者及び法人（種別は問わない）事業者
- (2) 施設整備（改修含む）に係る資金計画及び事業計画が確実であり、その整備に要する資金を確保できる事業者であること。
- (3) 社会福祉事業に熱意と識見を有し、新たに保育施設を運営するために必要な経営基盤及び社会的信用を有している事業者であること。
- (4) 本町の保育行政をよく理解し、運営において積極的に協力できる事業者であること。
- (5) 互理町家庭的保育事業等の認可等に関する規則（平成27年9月30日規則第22号）に規定する要件を満たす事業者であること。
- (6) 事業者が現に運営している施設について、所管庁の直近の監査・実施指導等において重大な文書指摘を受けていないこと。

- (7) 事業者が国税、地方税を滞納していないこと。
- (8) 事業者が民事再生法に規定する再生手続きの開始又は破産法に規定する破産手続き開始の決定を受けていないこと。
- (9) 亘理町暴力団排除条例（平成 25 年 3 月 8 日条例第 12 号）に規定する暴力団でないこと。また、事業者の役員等に暴力団員がいないこと。
- (10) その他、町長が必要と認める条件を満たしている者

4. 運営内容等

- (1) 「亘理町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」及びその他関係法令に適合するものであること。
- (2) 事業者自らが小規模保育所を運営し、保護者及び地域関係者との良好な関係づくりに努め、地域に根ざした運営を行うこと。
- (3) 各種研修への参加や独自の職員研修を行うとともに、自己評価制度等を実施し職員の資質向上を図ること。
- (4) 町立保育所等の町内保育施設と連携・交流を行い、互いに保育の資質向上を図ること。
- (5) 町が求める事業内容に関する報告及び立ち入り調査等に協力すること。
- (6) 町が定める苦情解決の仕組みを整備すること。
- (7) 職員の労働条件について、労働関係諸法令を遵守すること。
- (8) 保育を実施する敷地内には、十分な送迎用の駐車場等を確保すること。
- (9) 職員の配置等について、以下の項目を満たす事業者であること。
 - ① 保育に従事する職員は、保育士資格を有する者であること。
 - ② 施設長は管理者としての能力及び経験を有する者とし、施設の専任職員とすること。
 - ③ 主任保育士は、3年以上の保育実務経験を有する正規職員とし、施設の専任職員とすること。（幼稚園での経験年数も算入することができる。）
 - ⑥ 保育士の年齢構成や経験年数及び低年齢児の保育経験にも十分配慮すること。
 - ⑦ 給食の自園調理を行う場合は、調理員を配置すること。また、管理栄養士・栄養士の配置に努めること。
- (10) 保育事業について、以下の項目を考慮し実施すること。
 - ① 保育内容については、「保育所保育指針」（平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 117 号）を基本とし、保育計画・指導計画を作成し、その計画に沿って実施すること。
 - ② 入所児童への健康診断、歯科健診を実施するとともに、嘱託医との連携を図ること。
 - ③ 保護者との交流を図り、保護者の意見を保育園運営に反映させること。
 - ④ 入所児童については、施設内での事故等に関する保険（災害共済給付制度、傷害保険等）に加入すること。
 - ⑤ 宗教的活動の多様化に配慮し、宗教的な行事を行う場合は、事前に保護者に説明し、理解を得たうえで実施すること。
 - ⑥ 保護者の参加を伴う行事は、土曜日・日曜日等の開催について配慮すること。
 - ⑦ 保育内容の向上に努めるとともに、第三者による評価を積極的に行うこと。
 - ⑧ 本町子育て支援施策を理解し積極的に協力すること。

(11) 給食・調理について、以下の項目を考慮し実施すること。

- ① 給食は、自園調理方式とすること。
- ② 給食は、管理栄養士または栄養士が作成する献立に基づき実施すること。
- ③ アレルギー体質の乳幼児に配慮した給食を実施するほか、離乳食など年齢や乳幼児の特性に対応した給食とすること。
- ④ 調理員その他給食に従事する職員及び調理施設の衛生管理を徹底すること。
- ⑤ 調理業務を委託する場合は、「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日付児発第86号厚生省児童家庭局長通知）を遵守すること。

(12) 開園日及び保育時間は次のとおりとする。

曜日	区分	保育時間
月曜日～金曜日	保育標準時間	午前7時から午後6時まで（11時間）
	延長保育	午後6時から午後7時まで（1時間）
	保育短時間	午前8時30分から午後4時30分まで（8時間）
	延長保育	午前7時から午前8時30分まで（1時間30分） 午後4時30分から午後7時まで（2時間30分）
土曜日	保育標準時間	午前7時から午後6時まで（11時間）
	保育短時間	午前8時30分から午後4時30分まで（8時間）
	延長保育	午前7時から午前8時30分まで（1時間30分） 午後4時30分から午後6時まで（1時間30分）

(13) 休園日

日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

(14) 休日保育

多様化する就労形態に対応するため、本町では休日保育の実施を推進していることから実施に向け努められるようお願いいたします。

休日保育を実施する場合は、本町から指定を受ける必要があるため、別途申請してください。

(15) 運営費等について

- ① 運営費については、子ども・子育て支援法に基づく地域型保育給付費として亘理町から支払います。
- ② その他各種事業については、「亘理町私立保育園等運営事業費補助金交付要綱」に基づき、補助金を交付することができます。

(16) 保育料

保育料の額は、亘理町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例に基づき町が決定し、徴収は事業者が行います。

また、地域型保育給付費については、事業者が徴収する保育料を差し引いた額を支払います。

(17) 保護者の費用負担について

- ① 保護者へ費用負担を求める場合は、保護者の理解を得るとともに、町と協議のうえ承認を得ること。
- ② 保護者から施設使用料的な負担金は徴収しないこと。
- ③ 保護者会（父母の会）などで定める会費の額は、保護者に委ねること。

5. 申込方法

はじめに「小規模保育施設整備事業エントリーシート」にて応募の意思を示していただき、次に「小規模保育施設整備事業申込書」を提出いただきます。

(1) 受付場所

亶理町子ども未来課 子育て支援班（亶理町字下小路7番地4）

(2) 受付期間

①小規模保育施設整備事業エントリーシート

平成29年9月11日（月）から平成29年9月25日（月）まで
（土・日曜日、祝日を除く）

②小規模保育施設整備事業申込書（添付書類含む）

平成29年9月20日（水）から平成29年10月10日（火）まで
（土・日曜日、祝日を除く）

※エントリーシートの提出がない事業者の申込書は受け付けできませんので、ご注意ください。

(3) 受付時間

午前8時30分から正午、午後1時00分から午後5時15分

(4) 提出書類及び部数

①小規模保育施設整備事業エントリーシート 1部

②小規模保育施設整備事業申込書（様式1～3）

申込書に必要な書類を添えて、受付期間内に正本1部、副本（コピーしたもの）1部を提出してください。

※ 町長が必要と認める書類の追加提出を求める場合があります。

※ 応募に関し必要な費用は、応募者の負担となります。

※ 町が公募状況の公表等に必要な場合は、応募書類等の内容が無償で使用できるものとします。また、選定終了後など必要に応じ、応募書類等の内容は原則全て公開の対象となりますが、応募者の正当な利益を害するものについては、非公開とします。

※ 提出いただいた書類等は、返却しません。

※ 応募内容等の変更は原則認めませんが、町と協議のうえ変更していただく場合があります。

(5) 提出方法

エントリーシート及び申込書は、亶理町子ども未来課へ持参してください（郵送による提出は不可。事前に子ども未来課へ連絡をお願いします。）。

(6) 事前相談

応募を予定している事業者は、申込み手続きを行う前に、必ず事前相談をお願いします。相談の日程・時間等については、事前に子ども未来課に連絡のうえ、調整をお願いします。

※ 事前相談は、午前8時30分から正午、午後1時から午後5時の間となります。

※ 事前相談は、書類審査や決定の可否を行うものではありません。

6. 選定方法

(1) 選定方法

選定は、本町の選定委員会において、保育実施場所の環境(送迎の利便性や保育環境等)、事業者の保育に対する考え、保育経験等を総合的に審査のうえ、町長が決定します。

※ 選定委員会は、平成29年10月下旬に開催する予定にしており、応募者から事業実施計画や保育の考え方等の説明をいただきますので、代表者の出席をお願いします。日時は後日応募者へ通知します。

(2) 選定基準項目

- ① 保育についての考え方
- ② 保育環境
- ③ 保育時間等の運営方針
- ④ 施設整備(改修)計画
- ⑤ その他、運営内容に関して必要な事項
※法人においては、財務状況等の項目が加わります。

(3) 結果報告

選定結果については平成29年11月15日(水)までに書面をもって通知します。

(4) 決定の取り消し

次の事由があった場合は、協議の上、決定を取り消す場合があります。

- ① 保育需要や待機児童の状況に急激な変化(減少)があった場合
- ② 選定された事業者による事業実施が困難と認められる場合
- ③ その他、町長が不適切と認めた場合

7. 小規模保育事業の開設に係る施設整備(建設・改修)等補助金

小規模保育事業を実施するために、新たに施設を整備または賃貸物件等の改修が必要な場合は、補助制度が利用できる場合がありますので、事前に亘理町子ども未来課に相談してください。

- (1) 小規模保育事業開設に係る整備(改修)補助金については、平成29年度予算に係る議決(平成29年12月予定)をもって正式決定となります。
- (2) 正式決定された補助金については、亘理町補助金等交付規則(昭和62年亘理町規則第5号)により、国庫(県費)補助制度の基準に基づき交付します。
- (3) 補助対象となる工事等については、入札等により業者を選定するなどの条件がありますので、子ども未来課担当者からその方法を確認し適正な執行をお願いします。
なお、施設整備補助金交付決定前の契約・工事等の事前着手は認められませんのでご注意ください。
- (4) 賃貸物件の契約
施設整備に係る補助制度において、基準額に賃借料が加算されるものは、賃貸物件の契約日によって対象外となる場合がありますので、契約前に子ども未来課担当者へ相談してください。
- (5) 整備補助金の協議に際し、工事費等の内訳が必要となりますので、事前に見積書(工事明細が記入されているもの)を準備してください。
※詳細は、子ども未来課担当者へお問い合わせください。

8. その他

小規模保育事業を実施する場合には、別途「認可」を受ける必要がありますので、今般選定された事業者へ子ども未来課からご案内します。

また、防火・給食関係の届出が必要な場合がありますので、事前に関係機関へ相談のうえ指導を受けてください。

◇主な届出等

区 分	申請・届出先
小規模保育事業の認可	亶理町子ども未来課子育て支援班 (☎0223-34-1225)
消防設備の設置関係 防火対象物使用開始届 防火管理者選任届出書等	亶理消防署 一部予防係 (☎0223-29-4492)
給食施設の設置関係 集団給食施設使用開始届	宮城県塩釜保健所岩沼支所食品薬事班 (☎0223-22-6294)

※必ず事前にご相談ください。

9. 問い合わせ先

亶理町子ども未来課子育て支援班

電話番号 0223-34-1225 (直通)

